

阻止されたので同人に對する炭坑の措置不充分を理由に當局（所長、勞務主任）を告訴することゝなつた。  
かくて双方の態度頗る強硬にして互に譲らず其の關係漸次尖鋭化して行つたのである。

2、暴行事件（傷害罪）の發生

爭議團員（被解雇者）の一人たる山田龜松は十一月二十八日午後四時半頃坑内に居住する實父の許へ寢具を取りに行く爲正門より坑所内に入り約十町余の地點に達したる時多數の勞務係員に暴行を加へられて治療日數十四日間を要する傷害を受け、次いで同じく爭議團員たる上村某は同日午後九時頃坑所外を坑所内裏門に向ひ通行中尾行し來れる勞務係員數名の爲に暴行せられ治療十日間の日數を要する傷害を與へられ、更に亦爭議團員溝口憲は十一月三十日正午過ぎ坑所内社宅に

郵便物並に印鑑を取る爲、炭坑正門より約一町入りたる坑所内道路通知<sup>行</sup>中、警戒せる勞務係員等に治療七日間を要する打撲傷害を加へられたのである。

かくて被害者三名は三十日夫々加害者たる勞務係員十數名を所轄直方警察署長宛告訴したので、同署に於ては事件關係者の取調を行つた結果犯罪事實明白となり十二月六日遂に傷害罪として一件警類を所轄直方區裁判所檢事局に送致せり。

3、爭議團のピラ撒き新戦術と一般坑夫の罷業約二百名

炭坑側に於ては傷害事件の檢舉後其の態度稍々消極的となりたるも、一般稼働者への波及を慮り全坑夫を以つて組織せる職職夫組合を通して之れが防止に利用せんとし十二月三日其の委員會を開催したるも出席者少くして豫期の効